

令和7年度からの競争入札における最低制限価格の見直しについて

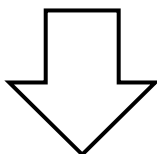
令和 7 年 4 月 21 日

香美市管財課

令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事に係る競争入札において設定する最低制限価格の範囲について、次のとおり見直しを行いましたので、お知らせします。

改正前

業務区分	範囲
建設工事（解体工事以外）	①直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
建設工事（解体工事）	なし



改正後

業務区分	範囲
建設工事（解体工事以外）	①直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額 ②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ③現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額 ④一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額
建設工事（解体工事）	予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額

令和7年度からの競争入札における最低制限価格について

令和7年4月21日

香美市管財課

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る競争入札において設定する最低制限価格の取扱いについては、次のとおりです。

1 建設工事における最低制限価格について

(1) 建設工事（解体工事以外）

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額により最低制限価格を算出します。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とします。

- ①直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

(2) 建設工事（解体工事）

予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とします。

2 測量・建設コンサルタント等業務における最低制限価格について（変更無し）

次に掲げる業務の種類ごとに定める範囲内で最低制限価格を定めるものとします。

業務区分	範囲
測量業務	予定価格の10分の6から10分の8.2
建設コンサルタント業務 補償関係コンサルタント業務	予定価格の10分の6から10分の8.1
地質調査業務	予定価格の3分の2から10分の8.5
その他業務	予定価格の10分の6

3 最低制限価格の端数処理について

万円単位（万円未満切捨て）となるように端数処理します。

【問い合わせ先】

香美市役所管財課契約班

電話0887-53-3113（直通）

FAX0887-53-5958（代表）